

## 東アジアの戦争と「国境」のゆらぎ

——戦後70年と明治150年（その2）——

出口 雄一

### 1. はじめに

「明治150年」となる2018（平成30）年には、日本各地でこれに関わるイベントの開催が予定されている。内閣官房「明治150年」関連施策推進室はこれらの紹介を行うポータルサイトにおいて「近代国民国家への第一歩を踏み出した日本は、明治期において多岐にわたる近代化への取組を行い、国の基本的な形を築き上げていきました」と「明治150年」の意義を概括し、「若者や女性等が海外に留学して知識を吸収し、外国人から学んだ知識を活かしつつ、単なる西洋の真似ではない、日本の良さや伝統を活かした技術や文化も生み出されました」として、政府として「改めて明治期を振り返り、将来につなげていくために、地方公共団体や民間企業とも一緒になって様々な取組をして」いると述べる<sup>1</sup>。

その中で、山口とともに明治政府の中心的な人材を多く輩出しながら、西南戦争が「明治のスタートをトップで飛び出した鹿児島に足払いをくわせ」たことにより「一転、どんじりとなって以来九十年、いまだにその差はいっこうに縮まらぬ」との自己評価を<sup>2</sup>、1968（昭和43）年の「明治百年」に際して行わざるをえなかった鹿児島が、「明治150年」をどのように物語るかという問題は、西南戦争の「英雄」である西郷隆盛が2018年のNHK大河ドラマの題材となったこととも併せて<sup>3</sup>、歴史叙述の観点から興味深い。例えば、「薩摩が近代日本を作った」と謳う鹿児島市は、その事業概要の中で以下のように述べる。

明治維新とは江戸幕府の体制が崩壊し近代国家形成の契機となった一連の政治社会の大変革のことであり、薩摩藩はその原動力となりました。薩摩藩は、1862年に横浜で起きた生麦事件に端を発した翌年の薩英戦争により、西洋の軍事力・科学技術のすさまじさと、攘夷の困難さを知りました。その後、薩摩藩は、西洋文明の吸収に努めるとともに、江戸幕府打倒に向けて大きく動き始め、そして1868年に「明治」という新しい時代が幕を開けることになりました<sup>4</sup>。

ここからは、「日本列島のなかでまっさきに外圧の洗礼を受けた国（藩）」であり、薩英戦争によって「攘夷の非現実性にめざめた」薩摩藩の先見性が<sup>5</sup>、西南戦争とその敗北よりも高めに見積もられていることが看取出来よう。このことは、後述する近世国際関係研究の進展を反映したものとも言えるが<sup>6</sup>、一方で、近世期には「ゆらぎ」の中に「領域」としてしか存在していなかった「国境」概念と、「近代国家形成」における「国境」が台湾出兵から「琉球処分」を経て日清戦争へと至る戦争の過程で確定されるプロセスとを、どのように整合性を持って説明することが可能であるか、検討する必要があることを示しているように思われる<sup>7</sup>。

この必要性は、「明治 150 年」を 2015（平成 27）年の「戦後 70 年」と引きつけて考えるならば、一層明らかである。日清戦争後に構築された「帝国秩序」の下で台湾の南に設定されていた「国境」は、「戦後 70 年」の起算点となっている 1945（昭和 20）年の段階では、沖縄戦を経て九州における地上戦が計画されていたことから明らかなように「ゆらぎ」を見せていた。周知のように、1952（昭和 27）年 4 月のサンフランシスコ講和条約（日本国との平和条約）発効により、琉球諸島及び大東諸島を含む北緯 29 度以南の南西諸島について小笠原諸島や沖の鳥島等の南方諸島とともに「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する」ことが規定されることで「国境」が確定されたが、これに先立ち、占領管理体制の下では、1946（昭和 21）年 1 月には「若干の外郭地域を政治上、行政上日本から分離することに関する覚書」（SCAPIN677）により「日本の四主要島嶼（北海道、本州、四国、九州）と、対馬諸島、北緯 30 度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）を

含む約1千の隣接小島嶼)のみを「日本の範囲に含まれる地域」とする旨が指令されており<sup>8</sup>、「国境」の設定は政治上・行政上の区分の問題として、戦争の帰結として実施される占領政策の中に含まれていた。そして言うまでもなく、1972(昭和47)年の沖縄の本土復帰に至るまで——すなわち、本土において「明治百年」が顕彰されていた際にはまだ——「国境」は現在の形で確定していなかったのである<sup>9</sup>。

如上の問題意識に基づき、本稿は、歴史叙述のあり方という観点から、近世から近代への移行期、及び、アジア・太平洋戦争期及び「戦後」において「ゆらぎ」を見せる鹿児島「国境」のあり方を、東アジアにおける戦争との関係から検討することとしたい<sup>10</sup>。

## 2. 東アジアの中の明治維新——「海禁」論への転回と「国境」のゆらぎ

1877(明治10)年2月から9月にかけて行われた「近代日本最大、そして日本史上最後の内戦」である西南戦争に関しては<sup>11</sup>、士族反乱としての位置づけからの研究はもとより<sup>12</sup>、近時においては、戦争の実情や民衆の動員に着目した研究等が現れつつある<sup>13</sup>。そして、最後の士族反乱となった西南戦争の終結は、武力による政府転覆の可能性を失わせることにより自由民権運動全体の質的变化をもたらすと同時に<sup>14</sup>、明治政府にとっては「維新の第二期」の開始を示す出来事となった<sup>15</sup>。とりわけ、軍事的側面からは、1873(明治6)年1月に導入された徴兵制に対して、佐賀の乱の発生と共に後述する台湾出兵が行われた翌1874年には、政府及び士族自らはもとより、民衆も士族による軍隊を支持していたという状況下において<sup>16</sup>、徴兵制による軍隊が西南戦争において勝利し、実戦経験を積んだことの意義は大きい<sup>17</sup>。

しかし、西南戦争が戦われた時期は、明治国家形成の過程であると同時に、東アジアの「国際環境」がまさに大きくゆらぎを見せている過程でもあった<sup>18</sup>。とりわけ、近時の近世史研究が従来の「鎖国」論から「海禁」論へと転換しつつある中で<sup>19</sup>、対馬口・長崎口・松前口と共に「四つの口」の一つであった「薩摩口」、すなわち、海域ネットワークを通じて中華体制と結びついていた薩摩藩と琉球の関係は<sup>20</sup>、1879(明治12)年の沖縄県設置(琉球処分)

によって薩摩藩置県が終了し、理念的に「国境」が確定されたことで「日本の近代国家としての統一が完了した」というような「一国史」的な把握には限界が存することを示している<sup>21</sup>。

このような「薩摩口」をめぐる「国境」のゆらぎを検討する上で、前提として確認しなければならないのは、「国境」概念の導入の背景をなす、幕末から明治初年にかけての国際法（万国公法）の受容のあり方である<sup>22</sup>。周知のように、その大きな契機となったのはホイートン（H. Wheaton）『万国公法』の丁韞良（ウィリアム・マーティン（W. A. P. Martin））の手による漢訳を始めとした漢籍を通じての受容であった<sup>23</sup>。西南戦争終結後に大久保利通から西郷の伝記の執筆を依頼されることになる、薩摩藩出身の歴史学者重野安綱は、漢学の素養と薩英戦争における対英交渉の成果を買われ、藩命によりこの『万国公法』の翻訳・出版に従事しているが、このことは、薩摩藩が国際法の知識を不可欠のものを考えていたことを示していよう<sup>24</sup>。ところで、「明治 150 年」の時点からは、薩摩藩が「領土への危機感を募らせ、日本の独立を守るためには、攘夷ではなく、国が一つにまとまり近代化を図っていくことをいち早く認識」する契機となったと評価される 1850 年代までの西欧諸国の艦船の琉球への寄港の過程において<sup>25</sup>、琉球王国がヨーロッパの「文明の法」としての国際法と接触していたことが、本稿の問題関心に即して興味深い点である。すなわち、浦賀への来航に先立って琉球に寄港していたペリー（M. C. Perry）艦隊は、太平洋海域を活動範囲とすることを可能にする港湾の確保と、そのために必要な「法」の導入を企図しており、「文明諸国民の風習や習慣」や「国際儀礼」に反する琉球の法制度の妥当性を否定する要求を琉球王国側に伝えてこれを受け入れさせている<sup>26</sup>。そして、1854（嘉永 7）年にペリー艦隊の水兵が起こした婦女暴行事件（ボード事件）に際しては、ペリーの残した記録に反して、武力威嚇を含めた介入を行っているのである<sup>27</sup>。

さて、「薩摩口」において「国境」を確定しようとする作業は<sup>28</sup>、近世において東アジアの国際関係を規定していた中華帝国の下での冊封体制に対して、明治国家が新たに受容した国際法＝万国公法体制によって対峙し「相克」する、という図式を描く<sup>29</sup>。この「相克」が具体的な外交課題として問われることになったのが、1871（明治 4）年 11 月に発生した台湾に漂着し

た宮古島住民の殺害事件を背景とする、明治国家による初めての海外派兵となった台湾出兵であった<sup>30</sup>。翌1872(明治5)年に事件の発生を覚知した鹿児島県参事大山綱良が「問罪」のための出兵を建言するなど、鹿児島県士族を中心として出兵論が盛り上がる中、外務卿副島種臣は台湾の領有を視野に入れた強硬策をもって清との交渉に臨んだが、このとき副島のブレンとなったのが、前廈門兼台湾駐在アメリカ領事の経歴を持つ外務省顧問のリゼンドル(C. W. J. É. Le Gendre)であった<sup>31</sup>。リゼンドルは国際法上における「無主地先占」論を副島に示し、1873(明治6)年3月に特命全権大使として清に赴いた副島は、交渉の過程において清側から「其未タ服セ不サルヲ生蕃ト謂フテ之ヲ化外ニ置キ甚タ理スル事ヲ得サルナリ」として、「生蕃ノ暴横ヲ制セ不ルハ我政教ノ逮及セ不ル所」であるとの言質を引き出したが<sup>32</sup>、同年10月の政変によって副島は下野することになる。副島に代わって外務卿となったのは、薩摩藩出身の寺島宗則であった。

1874(明治7)年2月に大久保利通と大隈重信が連名で閣議に提出した「台湾蕃地処分要略」においては、前年の副島との交渉に際して台湾が「無主ノ地」であるとの見解が示されたという解釈に従い、琉球人民を「我蕃属」として、その殺害に対する「報復」を実施すべき旨が主張されていた<sup>33</sup>。台湾蕃地事務都督に命じられた西郷従道はこの方針に基づいて出兵の準備を進め、駐日イギリス公使パークス(H. S. Parkes)や駐日アメリカ公使ビンガム(J. A. Bingham)による批判に基づく延期命令にもかかわらず出兵を強行したため、日清関係は緊張した。政府は7月に、交渉決裂の際には清との開戦も辞さない旨の決定を行ったが、大久保利通は開戦を回避するために自ら清との交渉に当たることを願い出、全権弁理大使として8月に清へと赴いた<sup>34</sup>。

この時、大久保と共に清に渡り、10月の「日清両国間互換條款」「互換憑単」の締結に至るまでに19点に及ぶ「覚書」を作成して交渉を支えたのが、来日してまだ1年に満たないボワソナード(G. É. Boissonade de Fontarabie)であった<sup>35</sup>。ボワソナードは、「理性と正義の自然的諸原則の全体」であり、非西欧世界である「オリエントは、これを自らの役に立てることが出来る」ものとして国際法の適用を是認する一方、西欧列強の介入の危険性がある仲裁裁判の利用を避けることを主張し、駐清イギリス公使ウェード(T.

F. Wade) の周旋を受け入れて開戦を避けた大久保を、「法の支配」の思想に依拠して理論的側面から支えたのである<sup>36</sup>。

ところで、「日清両国間互換條款」はその前文で琉球漂流民を日本の「属民」である旨を規定しており<sup>37</sup>、琉球に対する日本の統治権を国際的に認める内容となっていた<sup>38</sup>。上述したように、台湾領有の意図を持って清との交渉にあたった外務卿副島種臣の下では、1872 (明治 5) 年の琉球藩設置に際して、清との争いを避ける観点から琉球藩と朝貢関係を否定しなかったことから明らかなように、冊封体制との共存が基本方針とされていた。これに対して大久保は、清との交渉にあたって「琉球両属ノ淵源ヲ断チ朝鮮自新ノ門戸ヲ開ク」ことを掲げていたように<sup>39</sup>、冊封体制を否定して近代国際法を基本とする対アジア外交へと外交方針を大きく転回させることを企図したが、台湾出兵をめぐる清との交渉にあたっては、琉球の日清両属関係が清によって暗黙のうちに認められるにとどまった<sup>40</sup>。1875 (明治 8) 年に清の同治帝が死去し、光緒帝が即位したのに併せて琉球藩から慶賀使が派遣されたことが問題化したことを受けて、大久保は琉球の外交権の回収を行うことで日清両属関係の精算を試みたが、琉球からは明治政府への国交断絶命令撤回の請願に加えて、清への密使派遣や西欧列国への援助要請などが行われることで、琉球の帰属は外交問題へと発展した<sup>41</sup>。

西南戦争終結直後の 1877 (明治 10) 年 12 月に清から派遣された初の駐日公使何如璋は、琉球から寄せられた要請を踏まえて、翌 1878 (明治 11) 年 4 月頃に武力行使も含めた強硬策を本国に提起し、琉球帰属問題の交渉を進めようと試みた<sup>42</sup>。その直後の同年 5 月に大久保は暗殺され、「予期せぬ権力の真空」が生じることになるが<sup>43</sup>、江華島事件を経て 1876 (明治 9) 年 2 月に締結されていた日朝修好条規は、朝鮮を「自主ノ邦」と規定して国際法優位の観点から冊封体制を動揺させると同時に、西南戦争が「内戦」として争われたことが示すように、内乱と「外征」の結びつきを絶つ効果を持った<sup>44</sup>。大久保没後の 1878 年 9 月から 10 月にかけて、何如璋は明治政府の琉球政策を激しく非難するが、外務卿寺島宗則はこれに万国公法の下「礼節」を欠くと応じている<sup>45</sup>。大久保によって転回された国際法を基軸とする対アジア外交方針は大久保没後にも引き継がれ、1879 (明治 12) 年に警察官 160 名と歩兵 400 名を率いて琉球に派遣された内務大書記官松田道之の下、琉球藩

を廃止して沖縄県が置かれることになる。しかし、この「琉球処分」によって「薩摩口」における「国境」が確定したわけではない。明治政府と清の間で鋭い対立を見せた琉球帰属問題は、アメリカ合衆国前大統領グラント(U. S. Grant)の仲介によって、9月に寺島に変わって外務卿となった井上馨の下、八重山・宮古両島を清に譲る代わりに日清修好条規に最恵国待遇を記入する方向で調整が進められたが、清側の態度硬化によってこの分島交渉は頓挫し、1881(明治14)年に交渉は決裂した。その後、1885(明治18)年3月に至るまでの間、東アジアの国際関係の中で「琉球処分」をめぐる日本と清の間の対立が続くことになる<sup>46</sup>。

琉球帰属問題と密接に連動する「国境」の確定問題は、最終的には、日清戦争及び下関条約に基いて台湾が植民地化されることで後景に退くことになる<sup>47</sup>。寺島宗則ら薩摩藩出身の外務官僚たちによって支えられていた草創期の明治国家の対外関係は<sup>48</sup>、その薩摩藩が中核の一部となって成立することになった明治国家が、「文明開化」のかけ声の下で「沖縄の島々の占領を進めてゆく、帝国の「中心」となる」という形をとって、その後の「帝国秩序」の構築へと接続するのである<sup>49</sup>。

### 3. 「帝国秩序」の崩壊と「国境」のゆらぎ

「帝国秩序」の下で台湾より南に引かれ、大日本帝国の南方進出に伴う「大東亜共栄圏」の形成に伴って更に遠ざかった「国境」は、しかし、アジア・太平洋戦争の終結が近づくに伴って再び急激に北上する。1945(昭和20)年1月に立案された「アイスバーグ作戦」に基づき同年3月26日に慶良間諸島に上陸したアメリカ軍は<sup>50</sup>、米国海軍軍政府布告第1号(ニミッツ布告)を発して、アメリカ軍によって制圧された地域の「南西諸島及其近海居住民」に関する「総テノ政治及管轄権並ニ最高行政責任」が、アメリカ太平洋艦隊及び太平洋戦域最高司令官兼軍政長官ニミッツ(C. W. Nimitz)に帰属し「日本帝国政府ノ総テノ行政権ヲ停止」する旨を宣言した<sup>51</sup>。熾烈な地上戦を経て沖縄戦が終結を見るのは6月下旬のことであるが、この頃ワシントンでは、11月1日に九州上陸作戦(オリンピック作戦)を開始し、そ

の後に続く東京平野上陸作戦（コロネット作戦）によって日本に降伏を強い  
るという作戦が立案されていた。しかし、周知のように、ポツダム宣言を受  
諾することで日本が早期に降伏したことでこれらは実行に移されることはな  
く、8月に立案された「ブラックリスト作戦」によって日本本土占領が実施  
されることになった<sup>52</sup>。

同年8月14日のポツダム宣言の受諾と9月2日の降伏文書の調印という  
日本本土における経過は、「帝国秩序」の各領域ではそれぞれ異なった位相  
を見せる<sup>53</sup>。本稿が対象とするかつての「薩摩口」であった領域に関して、  
ポツダム宣言は日本の主権が及ぶ範囲として本州・北海道・九州・四国に加  
えて連合国が決定する「諸小島」を挙げているにとどまり、その取扱いは不  
明確なままであったが、9月2日に公布された一般命令第1号に基づき「日  
本国本土、之二隣接スル諸小島、北緯三十八度以南ノ朝鮮、琉球列島及「フ  
ィリピン」諸島」に所在する日本軍の降伏と武装解除が命じられた<sup>54</sup>。既に  
軍事占領されている琉球列島に関しては、9月7日に降伏文書への署名が行  
われたが<sup>55</sup>、沖縄戦末期に死亡した日本軍第32軍司令官牛島満に代わって、  
先島群島司令官能見敏郎、奄美群島日本海軍司令官加藤唯雄と共に署名を行  
った奄美群島日本陸軍司令官高田利貞は、アメリカ第10軍司令官スティル  
ウェル (J. W. Stilwell) に対して、降伏文書署名のために沖縄本島に赴くの  
に先立って「閣下ノ偉大ナル御力ニ依リマシテ平和ノ礎ヲ堅クシ度イ御願  
ヒ」があるとして、「奄美群島ヲ第二の「アルサス・ロウレン」タラシメヌ  
ヤウニ閣下ノ甚大ナル御尽力ヲ御願ヒ致シ度イ」旨の書簡を9月3日付けで  
送付している<sup>56</sup>。高田は、9月21日にアメリカ第10軍が武装解除のために  
沖縄から徳之島に来航した際にも、係官が持参した指令書に「北部琉球  
(Northern Ryukyu)」との記載があることに抗議してこれを第10軍司令部  
からの電報により「奄美群島並にトカラ群島」と訂正させ、更に、23日に  
到着した電報全文のうち「北部琉球」と記載された箇所についても「沖縄の  
北方北緯30度までの諸島」と手書きで修正を施すことに成功した<sup>57</sup>。後に  
「北部琉球問答」として有名となるこのエピソードにかかわらず、後述する  
アメリカ軍政下での「奄美群島」の英語表記は「北部琉球」のみであり、  
「北部南西諸島」という和訳表記との齟齬が生まれることになったが<sup>58</sup>、こ  
のことは、琉球諸島に関する降伏文書が奄美群島を含む領域を一括して包含



していることの当然の帰結であった<sup>59</sup>。

一方、ポツダム宣言の受諾を受けて8月20日にマニラにおいて行われた会談の席上で、連合軍最高司令官マッカーサー(D. MacArthur)から日本国代表に対して手交された要求事項第1号によって、東京湾及び鹿屋地域に対する進駐の方針が伝えられると共に、要求事項第4号によって鹿屋における「第一次占領部隊」の進駐及び行動についての詳細な方針が伝えられた<sup>60</sup>。8月24日、東久邇宮首相は第五航空艦隊司令長官草鹿龍之介に対して「貴官ハ各委員ヲ指揮シ鹿屋ニ位置シ八月二十七日ヨリ業務ヲ開始シ連合軍ニ対シ主トシテ撤退地域ニ於ケル諸情報ヲ提供シテ進駐準備ヲ容易ナラシムルト共ニ其ノ要求スヘキ進駐ニ関スル基地整備宿営及給養等ノ統制斡旋及之ニ付随スル案内及接待的勤務ヲ担当スヘキ」と命じ、27日に現地に到着した草鹿の下で鹿屋連絡委員会が事務を開始した<sup>61</sup>。鹿兒島においては、陸軍第18部隊の一部が「大西郷につづけ、薩英戦争は薩摩一国でも勝った」といったピラを貼り出す等の継戦運動が行われた他<sup>62</sup>、進駐予定地の鹿屋においても「当基地附近海軍部隊休暇離隊時ノ<sup>[ママ]</sup>困乱起リ之カ為ニ隊内外ニ掠奪状況一時出現シ物資一時ニ散乱セル為之カ收拾極メテ困難ナル状況」が発生し<sup>63</sup>、その一部が山間部に籠城するという事態も生じるなど混乱が危惧されたが<sup>64</sup>、台風の影響で9月3日にずれ込んだ輸送機による鹿屋進駐、及び、5日の陸上部隊による高須海岸進駐は平穏なうちに進められた<sup>65</sup>。9日付の鹿兒島県知事の報告によると「進駐地区部民ニ於テハ連合軍ノ平穏ナル進駐ニ対シ一応安心感ヲ有シ居リタルモ、進駐後留守宅ノ略奪事件発生シタルタメ極度ニ不安動揺シ居レリ」とされる一方、「現在鹿屋地区内ノ警備力ハ特別警察警備隊三百名ノ外、憲兵隊及臨時憲兵隊、海軍保安隊ヲ以テ治安ノ確保ヲ図リツ、アルガ、臨時憲兵隊ノ民衆ニ対スル接遇ハ稍々共スレバ行過アリテ、検問検索ノ結果、携帯品ノ不法領得事案等発生アリタルヤノ風評等発生シ、警備隊ニ対スル非難漸ク現レツ、アリ」とむしろ日本側官憲への不信が表明され<sup>66</sup>、12日付の鹿兒島県警察部長からは「一時動揺セシ同地方民心モ時日ノ経過ト共ニ漸次平靜ニ来シ、避難先ヨリ帰宅スル者日ニ続出シツ、アルノ状況」であり「一時恐怖ニ駆ラレシガ現在ノ処一般兵士ハ外出ヲ禁止サレ公用関係ノ者ノミ自動車等ニ依リ外出シツ、アルガ其ノ平和的態度ニ依リ、安堵ト化シ、最近ニ至リテハ、中ニハ連合軍ニ好意的トナリ、我が官憲ヲ無用

無力視シ進駐軍ヲ信倚セントスルノ傾向サヘ見受ケラレツ、アルガ、スル傾向ハ各地ニ多数ノ連合軍ヲ迎ヘントスル我ガ国民今後ノ動向ヲ示唆スルト共ニ治安確保ノ上カラモ留意スベキモノト思料セラル」旨が報告されている<sup>67</sup>。かつて特攻基地が置かれて末期戦の最前線であった鹿屋は、占領管理の最前線へと平穩のうちに転換したのである<sup>68</sup>。

さて、同年 6 月 17 日の大空襲を始めとする空襲によって市街地の 93% が焼失するという被害を受けた鹿児島市には<sup>69</sup>、9 月 24 日に鴨池飛行場に視察団が来訪して市内への進駐方針を伝え、10 月 6 日に鹿児島市役所に軍政司令部が設置されたが<sup>70</sup>、この頃から対応が必要な問題として急浮上してきたのが、「帝国秩序」の崩壊とともに発生した「外地」からの引揚者の受け入れ問題であった<sup>71</sup>。GHQ (連合国最高司令官総司令部) はそれまで軍人の復員は陸海軍、民間人の引揚は内務省に分かれていた引揚業務を統一して取り扱う中央官庁の決定を 10 月 12 日に指令すると共に<sup>72</sup>、15 日には帰還引揚者及び送還者の受入施設について 11 箇所を設置することを日本側に命じる「内地の引揚者収容所に関する覚書」(SCAPIN142) を発出した<sup>73</sup>。翌 16 日には引揚に関する最初のまとまった指令である「占領地域に於ける日本人の帰還引揚に関する方針」(SCAPIN148) が発出され、これに基いて日本政府と GHQ の間で折衝が続けられた結果、11 月 24 日には厚生省の管轄の下で地方引揚援護局が全国七ヶ所に設置され、それまで府県で行われていた引揚及び復員業務を包含することとなった<sup>74</sup>。

同年 10 月 21 日に厚生省から鹿児島県知事に電報により鹿児島の引揚港としての使用可能性が打診されたのは、上述の 15 日付指令において、鹿児島が「海外ヨリ日本本土ニ帰還スル全テノ日本陸海軍人及ビ一般引揚者ノ受入処理世話及送出ヲ為スベキ受入施設」の設置及び運営を指令された港湾の一つとされていたためであった。この照会に対しては「鹿児島は台風と戦災の為引揚港とする事は不可能である」旨の返答がなされたが、24 日には佐世保復員収容部から派遣された設営隊が「之はマ [マッカーサー] 司令部の絶対的命令だからどうにもならない」と主張し、また、厚生省社会局長から並行して行われた南方からの引揚受入能力の有無に関する照会に対しても、「第一に戦災に遭つて食糧が充分ない、第二に戦災都市である鹿児島に疲れ切つた復員者や引揚者を揚げるのは面白くない」として断つたにもかかわらず

ず「マ司令部の絶対命令だ」との返答があったことが回顧されている<sup>75</sup>。これに従って、さしあたり10月28日に設置された外地引揚民加治木事務所が上記要請に対処したが、11月10日に鹿児島軍政司令官から県知事に対して鹿児島港における引揚実施の準備を行うよう指示があったため、戦災で残存した県庁舎に外地引揚鹿児島事務所が設置され、焼け残った学校や第18部隊宿舎跡、更には高島屋百貨店等17箇所にて工事を施して収容施設が整えられた。そして、上述のように11月24日に地方引揚援護局が設置されると、これらの施設は鹿児島引揚援護局の管轄に引き継がれ、鹿児島における引揚業務は同局が担うこととなったのである<sup>76</sup>。

ところで、上記「内地の引揚者収容所に関する覚書」においては、海外から日本本土に帰還する軍人及び民間人と共に「本国ニ送還セラルベキ外国人」の「集合処理、世話及乗船ヲ取図フ」ことが求められていた。ここに見られるように、「外地」に居住していた「日本人」の引揚と、「内地」に居住している「外国人」の引揚(送還)は入り組んだ相補関係をなしている<sup>77</sup>。そうであるならば、引揚・送還されるべき「外国人」とは誰のことを指すかが極めて重要な問題となるが<sup>78</sup>、この点については、GHQ側と日本側は協同して「非日本人」を定義するという形で対応した<sup>79</sup>。1946(昭和21)年2月17日に発出された「朝鮮人、中国人、琉球人(Ryukuans)及び台湾人の登録に関する覚書」(SCAPIN746)は、日本政府がこれらの人々についての登録を行う旨を規定したが、その際には引揚の希望の有無、及び、その本国(native land)において希望する行き先の記載を求めた上で「引揚を希望しないと登録した者は、引揚の特権を失う」旨が含まれ、登録のGHQへの提出にあたって「帰国希望の琉球人総数は、更に各帰国先の島に区分してその総数を示すこと」とされていた<sup>80</sup>。そして、この覚書を実施するために日本政府が3月13日にポツダム命令として発出した「朝鮮人、中華民国人、本島人及本籍ヲ北緯三十度以南(口之島ヲ含ム)ノ鹿児島県又ハ沖縄県ニ有スル者登録令」(厚生省・内務省・司法省令第1号)においては、3月18日零時現在に「内地」に現在する者の登録を行って市町村長が登録簿を作成する旨が規定され、実際に各地で名簿が作成されたのである<sup>81</sup>。

この措置の背景には、本稿の冒頭において言及した、同年1月29日付「若干の外郭地域を政治上、行政上日本から分離することに関する覚書」

(SCAPIN677) が存在する。1945 (昭和 20) 年 12 月 17 日に公布された衆議院議員選挙法の改正において、その附則において「戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者ノ選挙権及被選挙権ハ当分ノ間之ヲ停止ス」と規定されたことにより、「外地人」の参政権は停止されていたが<sup>82</sup>、「若干の外郭地域を政治上、行政上日本から分離することに関する覚書」の発出の背景にも、日本国内における総選挙の実施に伴う困難と、それに対する GHQ 民政局長ホイットニー (C. Whitney) の判断が強く影響していた<sup>83</sup>。なお、岐阜地方裁判所判事の越川純吉は、上記覚書と衆議院議員選挙法改正が対応関係にあるとして、「日本人としての権利である選挙権を停止され、その根本の政治組織に参加出来なかつたということは、政治組織と連結する概念である国勢に重要な影響がある、そして日本政府の下部組織である地方自治団体の政治にも関与出来ないのであるから、政治組織に関連する意味に於て、日本国籍を停止されたものであるといふことが出来るのではなからうか」と述べ、「外地」出身者のみならず、既に軍事占領下にあった「琉球人」、更に、上記覚書によって政治上・行政上日本から分離された「大島人」の日本国籍が停止されたとの解釈を示している<sup>84</sup>。

かくして、沖縄に加えて奄美群島をも「外国」として扱うことになる、北緯 30 度を「国境」とする措置が占領管理体制の下で設定されたが、鹿児島には「他の港に上陸した引揚者も復員者も戦時中内地に疎開していた人達も或は戦時勤労働員で内地の軍需工場に働きに来た人達も、鹿児島に行けば暫ては故郷の島に帰り得るものと思ふて自然に集中して来」ていた<sup>85</sup>。これらの人々については、現地軍政官の許可により「奄美大島並に本島を除く沖縄各島への帰還希望者は昭和二十年十一月以降送還していた」が<sup>86</sup>、上述の引揚を希望する「非日本人」の登録期限である 1946 (昭和 21) 年 3 月 18 日付の「日本から琉球への引揚の停止」(SCAPIN825) により、琉球・奄美方面への引揚が停止された<sup>87</sup>。この措置を受けて「之等送還希望の長期滞留者を減少せしめ以て引揚者の収容に支障なからしむる為」に、鹿児島引揚援護局は「県当局とも協議し極力県内外への疎開、就職の斡旋及一般移動証明による定着援護への切替を実施」して、5 月 20 日に長期滞留者 1,340 名を県に引渡し「爾後は三泊四日の滞留を限度として其他は県へ引継ぐ事とした」が<sup>88</sup>、その結果として「宿舎に入れない人達は鹿児島市の知人の許に県の宿泊施設

に、夫れの不可能な人達は焼跡又は防空壕に仮りの宿を作つて送還が許さる可き日を待つ」ことになり「新しく種々な社会問題が生れた」とされる<sup>89</sup>。この停止措置は7月24日付の「現在の日本における琉球人の引揚」(SCAPIN1081)により解除、上述の3月18日付「非日本人」登録に基いて沖縄諸島及び奄美群島への引揚が8月15日から再開され<sup>90</sup>、同年12月28日まで「琉球人」5,004名、「沖縄人」17,557名、「大島人」28,505名が鹿児島から「送出」された<sup>91</sup>。

さて、「若干の外郭地域を政治上、行政上日本から分離することに関する覚書」は、ラジオニュースによって2月2日に奄美群島に伝えられたが<sup>92</sup>、その直後の2月4日に、鹿児島県知事と鹿児島軍政司令官との会談の結果として、本土・奄美間の一般旅行は、この指令の日から禁止すること、本土・奄美間を渡航しようとする者は、永住の目的をもつ者に限って許可されること、渡航を許可された者は、計画輸送に従わなければならないとの3項目が発表され、「海上封鎖」が実施された<sup>93</sup>。しかし、この措置にもかかわらず、3月14日に開庁した「北部南西諸島米国海軍軍政府 (United States Navy Government of the Northern Ryukyu Islands)」の下で食糧統制が実施されたこともあり<sup>94</sup>、「国境」とされた北緯30度を越えた非正規交易が広く行われ<sup>95</sup>、人的移動もまた、上述の公的な引揚が再開されてからも、これと並行して行われていた<sup>96</sup>。そのような中、鹿児島から奄美大島に向かって密航船「宝永丸」が遭難し、数十人の死者を出すという海難事故が発生した<sup>97</sup>。この事故については、鹿児島軍政司令部の半月報に以下のような記録が残されている。

1946年8月6日、宝栄丸<sup>98</sup>(50トン、船長クボ・ヤスノリ)が少数の乗客と共に鹿児島港から表向きは湾沿いの港に向けて出航した。8月8日の2時から夜明けまでの間に、宝栄丸は指宿漁港及び山川漁港から250名の乗客を乗り込ませ、許可証無しに沖縄に向けて出帆した。強風と荒天により、8月10日に宝栄丸は宝島に投錨した。約100名の乗客が食糧と水を求めて上陸したが、彼らは警告を受けた。船は走錨して中之島近くで発見された。13名が既に溺死したことが分かっている他、22名が行方不明である。船長及び男性6名は大島の和瀬<sup>99</sup>に向かっていて。鹿児島に救

助が求められ、本軍政部の許可を受けた十島丸<sup>100</sup>が CMMC から派遣、259 名の生存者を救出して鹿児島へと連れ帰った。泳いで上陸したため文字通り全てを失った 66 名には衣類が与えられた。無許可渡航に関与した男性 6 名は、大島で既に逮捕されている 7 名と共に訴追されるため大島に送られた。現在、指宿及び山川を出発するにあたって官憲による黙認があったかどうかが捜査されている。大島への公式の渡航費は 46 円であるが、乗客は 550 円以上を支払っていた。船長はこの 1 回の密航で、数日前に購入したこの船舶全ての費用を賄えるだけの利益を得た<sup>101</sup>。

アジア・太平洋戦争末期の沖縄における軍需物資の密輸の横行などにも見られるように、境界領域に生きる人々にとっての「国境」は、生活の場とは関係ないところで確定される性質のものであった<sup>102</sup>。その一方で「国境」は、上述の「非日本人」の登録をめぐる経緯が示すように、生活の場における非対称性を創出する装置でもある。すなわち、後述する復帰運動を経て 1953 (昭和 28) 年に奄美が日本に復帰すると、琉球に所在して基地建設などに従事していた奄美出身者は「非琉球人」とされ、かつての日本本土における「非日本人」と同じように、制度的な制約の対象とされていくことになったのである<sup>103</sup>。この非対称性は、沖縄の本土復帰によって一応は解消されるが、制度的な枠組みを超えた非対称性の解消にまで結びついているかは、無論、批判的な検討を必要とする問題であると言えるであろう<sup>104</sup>。

#### 4. おわりに

1951 (昭和 26) 年 2 月、講和条約締結への動きを受けて発足した「奄美大島日本復帰協議会」は、「わが郷土奄美大島の日本復帰は民族的に歴史的に、はたまた文化的にみて、当然実現さるべきものであり、終戦このかた、二〇余万全住民のひとしく望んでいる悲願」であるとして、これを「全住民の血の叫び」とする結成宣言を公表している<sup>105</sup>。この宣言に見られるように、協議会結成を期に活発化した日本復帰運動においては、奄美群島の日本との「同一性」が強調されることになるが、本稿の問題関心から興味深いのは、

協議会が集めた復帰請願署名をGHQに宛てて提出した際に附された「奄美大島日本復帰についての署名嘆願書」において、「琉球問題の外交文書を見ても明白のように、奄美群島は、琉球列島とは全然別個のものとして取り扱われており、古来からの日本領土としてこの日清関係の交渉でもタッチされておらない」旨が主張されている点である<sup>106</sup>。ここで言及されているのは、上述したグラントの仲介により進められたものの1881(明治14)年に頓挫して調印に至らなかった分島交渉、及び、その予備交渉において清の側から提案された琉球三分割案であったが、同じ論拠に基づいて、後述するサンフランシスコ講和条約発効後の奄美群島の復帰にあたって中華民国から反対意見が表明されていることは、1880年代に認識された国境の「ゆらぎ」が、1950年代においてもなお収束していないことを象徴しよう<sup>107</sup>。

ところで、奄美復帰運動の理論的背景を提供したものとして見逃せないのが、奄美出身のロシア文学者昇曙夢(直隆)が1949(昭和24)年に公刊した『大奄美史』である<sup>108</sup>。鹿児島のアリストス正教会で洗礼を受けた昇は、ニコライ正教神学校で教育を受けてロシア文学の紹介者となり、後に民俗学への関心を深めて本土において奄美復帰運動の中核となったが<sup>109</sup>、第10回国会において参議院外務委員会に参考人として参加した際に、奄美は「日本文化にとつても非常にこれは意義の深い形のある宝である」と以下のような自説を展開している。

琉球時代になつてから約三百四十年間琉球の支配になつておりますが、下つて何年になりますか薩藩時代一六〇一年かそこいらでしょうが、薩藩のために沖縄が征服されて、その時奄美大島諸島は割讓して薩藩に入れたわけなんですけれども、爾来二百四十年間全く薩藩の直轄の下に生存して来たので、明治維新になつて廃藩置県の時に鹿児島県に属するようになったのでありまするが、そういう極く概括的な歴史上の事実から申しましても、これは純然たる日本領であり特に終戦前までは鹿児島県の一郡として来ておりますので、その点において沖縄とは多少趣きを異にするだろうと思うのです。…民俗、つまりいわゆる土俗の上から申しますともう明らかに日本の一地方ということにはつきりしております。ばかりでなしに日本の文化にとつて最も大事なところなんです。日本ではもうすでに古い神

代から上代にかけての風俗習慣というものは大抵湮滅しております。たとい残つておつても幾度かの変遷に出会つてもとの意義が分らなくなつているのであります。併し沖縄や大島においては現在それがつまり生きて使われているわけです。古い古い風俗習慣が今日奄美大島や琉球に依然として残つているのであります<sup>110</sup>。

ここで本稿の関心から興味深いのは、『大奄美史』において「心一度島民の上に及ぶ時、そしてあくなき藩吏の苛政を目にする時、彼は万事を打ち忘れて島民を圧迫の桎梏から救うことに全力を注いだ」という形で示される昇の西郷隆盛評価が<sup>111</sup>、戦前に昇が著した『奄美大島と大西郷』を引き継いでいる点である<sup>112</sup>。西郷没後 50 年であると同時に昭和天皇が奄美大島に初の行幸を行った年でもある 1927 (昭和 2) 年に公刊された『奄美大島と大西郷』において、昇は西郷に「奄美を厭迫し、搾取し続けていた薩摩の象徴」と「奄美の文化の独自性を認め、理解する本土人」の 2 つの面を担わせており、このことを通じて昇は、奄美の「本土」との同一化へのベクトルと、「大和民族」とは完全に同一化されない奄美の独自性を併せて主張しようとしたのである<sup>111</sup>。

さて、冒頭で言及したように、1951 (昭和 26) 年 9 月 8 日に調印されたサンフランシスコ講和条約は、北緯 29 度以南の南西諸島等を「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する」旨を規定し、12 月 5 日に北緯 29 度以北の南西諸島が「日本と定義される地域の中に包含される」旨の覚書が GHQ から発出されてトカラ列島が日本に復帰した一方、奄美群島の復帰は講和条約の発効より遅れた 1953 (昭和 28) 年 12 月 25 日となった<sup>112</sup>。そして、第二次佐藤栄作内閣の下で沖縄返還交渉が進められる中<sup>113</sup>、1968 (昭和 43) 年の「明治百年記念事業」が行われることとなるが、「当時「明治百年」という発想に、なにか危険なものを感じとって反対する人びとも多かった」が「こうした意見は鹿児島では少数意見でしかなかった」とされる<sup>114</sup>。「戦後歴史学」の側からは「日本の「近代化」賛美と地方ナショナリズムの発揚」であり、その意図としての「新天皇主義的国家主義」の鼓吹と「青少年に対する反動的教育の強化」が強く批判される一方で、「こうした闘いも広く県



民をまきこむには至らなかったという限界性」についての自己批判も見られるが<sup>115</sup>、本稿の最後に言及したいのは、沖縄に先立って本土復帰を果たした奄美における、以下のような「明治百年」批判である。

奄美の人民は日本人民の解放斗争の一翼をになっておくれず、たじろがず勇敢に斗っている。私はこの叙述をすゝめながら、日本の中で、これ程英雄的で、多様な抵抗の歴史をもつ地域は少いのではないかと思った。しかも孤立した小さな島である。それは激しい斗いばかりではなく、うちひしがれたような一時期もあるが、屈折をもちながらも大島は前進している。きわめて法則的である。こういうすばらしい伏線があったから祖国復帰運動はおこるべくしておこり、勝利できたのである。／それは当然のことであるが、貧しく苦しい島の生活から逃げ出すのではなく、そこに踏みとどまって生き抜き、自身と島を解放しようとした人々の斗いであった。島を出て、政治家や学者として学をなし、役人として出世し、実業家として財をなした人々をいかにも郷土のほこりとしてもてはやす風潮があるが、こういう人々が沢山でその人々の生活ははなやかであっても島はよくならない。郷土が時代と共にいくらかでもましになったというのはまず島で生きぬいてきた人々の努力と斗いの成果である。奄美の歴史はこういう貧しい働く人々によって前進してきた。ふしくれだったジュウヤアンマ(じいさんやばあさん)の生活記録の中に民族の尊い遺産はうずもれている。私たちはこれをほりおこし、科学の光をあて、法則をあきらかにし、継承発展させなければならない責務がある<sup>116</sup>。

一見して明らかな政治性と「科学」と「抵抗」に軸足を置いたマルクス主義的な理論展開はともかくとして、ここに看取されるのは、1990年代に「戦後歴史学」が自己反省の対象とすることになる「一国史」的なまなざしである<sup>117</sup>。「戦後歴史学」において、「本土＝近代の知の相対化と批判」の重要なトリガーとなる「沖縄の知」の形成は<sup>118</sup>、「復帰」が具体的な政治日程に上がってきた1960年代後半になってようやく本格化するという段階であったのである<sup>119</sup>。このような限界の下で、「倒幕運動の指導者であり、憂国者であり、政治改革の指導者ではあっても熱く人民の反封建制のたたかいを指

導する革命の指導者ではなかった」その営為について、「民衆の封建搾取と支配にたいする不断の革命的解決でなくして、封建的支配を維持するための部分的改良の域をでていない」と評される、奄美の「明治百年」における西郷像は<sup>120</sup>、「一国史」的な観点にとらわれたものであるという点で、上述の昇曙夢の描く西郷像と一対をなすものである。

没後 50 年に限らず、西郷隆盛をめぐる「語り」は、1889 (明治 22) 年 2 月の大日本帝国憲法発布に伴う復位追贈 (正三位) の時期を始め、様々な文脈で紡がれてきた<sup>121</sup>。「戦後 70 年」を超えて「明治 150 年」を迎える現今においてもなお語り直され続ける西郷像が、近代／反近代、日本とアジア、更には戦争と「戦後」への問いを喚起するのであるとするならば<sup>122</sup>、その問いを通じて、「近代国家形成」の過程としての「明治 150 年」を「戦後 70 年」によって相対化し、「一国史」的な観点において自明の前提とされる「国境」のゆらぎを再認識する契機となる可能性があるようにも思われる<sup>123</sup>。

※本稿は、平成 29 年度科学研究費基盤研究 (C) 「「戦後体制」の形成過程に関する近現代史の観点からの実証的再検討」の一部である。

## 【注】

- 1 内閣官房「明治 150 年」関連施策推進室「明治 150 年ポータルサイト」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/portal/index.html>)
- 2 大園純也「あとがき 西南戦争の後遺症」南日本新聞社編『鹿児島百年中』(謙光社、1967 年) 559 頁。
- 3 詳しくは、本号に掲載される佐藤宏之論文を参照されたい。
- 4 鹿児島市観光交流局観光プロモーション課「明治維新 150 年 維新のふるさと鹿児島市：事業概要」(<http://www.meijiushin150countdown.com/project/>)
- 5 原口泉・宮下満郎・向山勝貞『鹿児島県の近現代』(山川出版社、2015 年) 2 頁以下。
- 6 安藤保他編『明治維新 150 年記念事業 明治維新と郷土の人々』(鹿児島

県知事公室政策調整課、2016年：<https://kagoshima-ishin.com/kyoudonohitobito/>  
19頁以下。

- 7 與那覇潤「『民族問題』の不在——あるいは「琉球処分」の歴史／人類学」『文化人類学』70巻4号(2006年)454頁以下、同「世界史からみた琉球処分——「近代」の定義をまじめに考える」村井章介・三谷博編『琉球からみた世界史』(山川出版社、2011年)140頁以下。
- 8 中野好夫編『戦後資料 沖縄』(日本評論社、1969年)3頁以下。
- 9 田港朝昭・新里恵二「沖縄と「明治百年」——日本近代史のなかの沖縄」『歴史評論』211号(1968年)1頁以下。別の表現を用いるならば、本土復帰に至るまでの沖縄は戦争状態にあったと理解することも出来よう。この点は本稿の末尾において再論する。
- 10 本稿の問題意識は、先に公表した拙稿「二つの「戦後デモクラシー」と近代法・近代法学——戦後70年と明治150年」『桐蔭法学』23巻2号(2017年)を引き継ぐものである。併せて参照されたい。なお、本稿においては引用文中の旧漢字は新漢字に改めた。筆者による附記は〔〕、省略は「…」、本文中の改行は「／」で示した。また、本文中現在の観点から不適切な表現があるが、史料に即してそのままの表記とした。歴史的叙述の性質上、了とされたい。
- 11 小川原正道『西南戦争——西郷隆盛と日本最後の内戦』(中央公論新社、2007年) i 頁。
- 12 後藤靖『士族反乱の研究』(青木書店、1967年)、佐々木克「西南戦争における西郷隆盛と士族」『人文学報』68号(1991年)、落合弘樹『西郷隆盛と士族』(吉川弘文館、2005年)、猪飼隆明「近代化と士族——士族反乱の歴史的位置」明治維新史学会編『講座明治維新(4) 近代国家の形成』(有志舎、2012年)等を参照。
- 13 猪飼隆明『西南戦争——戦争の大義と動員される民衆』(吉川弘文館、2008年)、落合弘樹『敗者の日本史(18) 西南戦争と西郷隆盛』(吉川弘文館、2013年)等を参照。
- 14 松沢裕作『自由民権運動——〈デモクラシー〉の夢と挫折』(岩波書店、2016年)66頁以下。
- 15 御厨貴『明治国家をつくる——地方経営と首都計画』(藤原書店、2007年)。

- なお、同「大久保没後体制——統治機構改革と財政転換」同『明治史論集——書くことと読むこと』（吉田書店、2017 年）を参照。
- 16 牧原憲夫『明治七年の大論争——建白書から見た近代国家と民衆』（日本経済評論社、1990 年）を参照。
  - 17 井上勝生『シリーズ日本近現代史(1) 幕末・維新』（岩波書店、2006 年）228 頁以下。
  - 18 鶴飼政志『明治維新の国際舞台』（有志舎、2014 年）を参照。
  - 19 木村直也「総説」紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史(14) 海禁と鎖国』（東京堂書店、2002 年）2 頁以下。なお、荒野泰典「近世の国際関係と「鎖国・開国」言説——19 世紀のアジアと日本、何がどう変わったのか」『お茶の水女子大学比較日本学教育研究センター研究年報』11 号（2015 年）、同「近世日本の国家領域と境界——長崎遊女と混血児から考える」史学会編『歴史学の最前線』（東京大学出版会、2004 年）等を参照。
  - 20 豊見山和行『近世琉球の外交と王権』（吉川弘文館、2001 年）、西里喜行『清末中琉日関係史の研究』（京都大学学術出版会、2005 年）等を参照。
  - 21 麓慎一・川畑恵「国境の画定」明治維新史学会編『講座明治維新(4) 近代国家の形成』（有志舎、2012 年）213 頁〔麓慎一執筆部分〕。
  - 22 山室信一『思想課題としてのアジア——基軸・連鎖・投企』（岩波書店、2001 年）、同『アジアの思想水脈——空間思想学の試み』（人文書院、2017 年）を参照。
  - 23 周圓「丁韞良の生涯と『万国公法』漢訳の史的背景」『一橋法学』9 卷 3 号（2010 年）、同「丁韞良『万国公法』の翻訳手法——漢訳『万国公法』1 巻を素材として」『一橋法学』10 卷 2 号（2011 年）等を参照。なお、近時の優れた概説として、西英昭「東アジアにおける国際法の継受」柳原正治編著『法学入門』（NHK 出版、2018 年）を参照されたい。
  - 24 松沢裕作『重野安繹と久米邦武——「正史」を夢みた歴史家』（山川出版社、2012 年）18 頁。
  - 25 安藤他編前掲『明治維新と郷土の人々』19 頁。
  - 26 石原俊「水兵たちと島人たち、あるいは〈治外法権〉の系譜学——琉球＝沖縄における蒸気軍艦の衝撃をめぐる」西成彦・原毅彦編『複数の沖縄——ディアスポラから希望へ』（人文書院、2003 年）39 頁以下。

- 27 真栄平房昭「ペリー艦隊の来航と女性犯罪——ボード事件をめぐる歴史的背景」『女性学評論』13号(1999年)17頁以下。
- 28 柳原正治「仕置、附庸、属国、そして主権——近世・近代における琉球王国の「国際法」上の地位」同編『変転する国際社会と国際法の機能(内田久司先生追悼)』(信山社、2018年)を参照。
- 29 浜下武志『朝貢システムと東アジア』(岩波書店、1997年)。なお、この点に意を払った近時の優れた通史として、大日方純夫『日本近代の歴史(2)「主権国家」成立の内と外』(吉川弘文館、2016年)を参照されたい。
- 30 毛利俊彦『台湾出兵——大日本帝国の開幕劇』(中央公論新社、1996年)を参照。
- 31 小林隆夫「台湾事件と琉球処分(1)～(2)——ルジャンドルの役割再考」『政治経済史学』340～341号(1994年)を参照。
- 32 『大日本外交史料』6巻178頁以下(外務省外交史料館日本外交文書デジタルアーカイブ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/>)。
- 33 『大日本外交史料』7巻1頁以下。
- 34 このときの久保の行動について、それまでの政策との断絶・連続をめぐって学説の対立があるが、本稿の範囲を外れるのでこの点には立ち入らない。詳しくは、大日方前掲『「主権国家」成立の内と外』37頁以下を参照されたい。
- 35 大久保泰甫『ボワソナードと国際法——台湾出兵事件の透視図』(岩波書店、2016年)。なお、同『日本近代法の父ボワソナード』(岩波書店、1977年)73頁以下を参照。
- 36 大久保前掲『ボワソナードと国際法』200頁以下。
- 37 『大日本外交史料』7巻317頁以下。
- 38 毛利前掲『台湾出兵』175頁。
- 39 『大日本外交史料』7巻157頁。
- 40 小風秀雅「華夷秩序と日本外交」明治維新史学会編『明治維新とアジア』(吉川弘文館、2001年)5頁以下。
- 41 小風秀雅「冊封体制をめぐる日清外交——明治一〇年代の琉球・朝鮮をめぐって」明治維新史学会編『講座明治維新(6) 明治維新と外交』(有志舎、2017年)120頁以下。なお、我部正男「明治初期の政府と沖縄地方」『年

- 報政治学』35号(1984年)も参照。
- 42 大日方純夫「宮島誠一郎の対外認識と対外活動」由井正臣編『幕末維新期の情報活動と政治構想』(梓出版社、2004年)279頁以下、西里喜行『清末中琉日関係史の研究』(京都大学学術出版会、2005年)302頁以下。
  - 43 御厨前掲「大久保没後体制——統治機構改革と財政転換」49頁。
  - 44 井上寿一『日本外交史講義』(岩波書店、2003年)18頁以下。坂野潤治『近代日本の外交と政治』(研文出版、1985年)22頁以下。
  - 45 我部政男『明治国家と沖縄』(三一書房、1979年)108頁。
  - 46 西里前掲『清末中琉日関係史の研究』282頁以下。
  - 47 分島・改約条約締結の可能性が薄くなった1980年代半ばには「琉球の日本領有が国際的認知を得ていた」というのが通説的な見解であるが(麓・川畑前掲「国境の画定」228頁)、「琉球処分」をこの段階まで拡張して把握すべきとの見解も主張される(森宣雄「琉球は「処分」されたか」『歴史評論』603号(2000年)52頁以下)。
  - 48 毛利俊彦「薩摩藩・琉球王国関係論」同『明治維新政治外交史研究』(吉川弘文館、2002年)66頁以下。
  - 49 石原前掲「水兵たちと島人たち、あるいは〈治外法権〉の系譜学」47頁。
  - 50 その詳細は、沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編『沖縄県史 資料編(12) 沖縄戦(5) アイスバーグ作戦(和訳編)』(沖縄県教育委員会、2001年)を参照。
  - 51 「資料・沖縄の法制」『ジュリスト』457号(1970年)38頁。
  - 52 竹前栄治『GHQ』(岩波書店、1983年)17頁以下、五百旗頭真『米国の日本占領政策 下』(中央公論社、1985年)180頁以下。
  - 53 加藤聖文『「大日本帝国」崩壊——東アジアの1945年』(中央公論新社、2009年)を参照。
  - 54 外務省編『日本占領及び管理重要文書集(1)』(日本図書センター、1989年)44頁。
  - 55 若林千代『ジープと砂塵——米軍占領下沖縄の政治社会と東アジア冷戦1945-1950』(有志舎、2015年)35頁以下。
  - 56 原口邦紘「高田利貞「史料紹介 奄美群島ノ戦後処理ニ就テ」」『外交史料館報』30号(2017年)85頁。

- 57 同前 86 頁以下。
- 58 村山家國『奄美復帰史』(南海日日新聞社、1971年) 58 頁以下。
- 59 原口前掲「高田利貞「史料紹介 奄美群島ノ戦後処理ニ就テ」」77 頁以下。  
同論文で紹介されている史料に依ると、村山前掲『奄美復帰史』には高田の言動に関する事実誤認が認められる。
- 60 江藤淳編『占領史録 上』(講談社、1995年) 78 頁以下。
- 61 「鹿屋連絡委員会報告」『公文類聚』第69編・昭和20年・第53巻・軍事2・海軍・防空・国民義勇隊・終戦関係・雑載(国立公文書館デジタルアーカイブ：<https://www.digital.archives.go.jp/>)。
- 62 鹿児島県編『鹿児島県史(5)』(鹿児島県、1967年) 1480 頁以下。
- 63 江藤淳編『占領史録 下』(講談社、1995年) 724 頁。
- 64 鹿屋市史編さん委員会編『鹿屋市史 下』(鹿屋市、1995年) 846 頁。西日本新聞の記者が執筆したルポルタージュには「素朴にして多感な九州人の性格と、全国一の決戦準備が進められていた」その土地柄故に、終戦反対につき「地方では、九州の動きがいちばん目立っていた」と述べられている(上野文雄『九州終戦秘録』(金文社、1953年) 253 頁)。
- 65 前掲「鹿屋連絡委員会報告」。
- 66 「連合軍の進駐後に於ける治安状況に関する件 鹿児島県知事(1945.9.9)」粟屋憲太郎編『資料日本現代史(2) 敗戦直後の政治と社会(1)』(大月書店、1980年) 320 頁。
- 67 「進駐軍に対する部民の動向に関する件 鹿児島県警察部長(1945.9.12)」同前 321 頁。
- 68 9月3日の鹿屋進駐の際に、鹿屋連絡委員会委員長草鹿龍之介は先遣隊の副官と思しき人物から「カミカゼ・ボーイはどうしているか」と問われ、「私はカミカゼ・ボーイたちの軍司令官である。カミカゼ・ボーイは私が責任を持って帰らせた。もう心配はいらない」と応じたという(前掲『鹿屋市史 下』850 頁以下)。
- 69 鹿児島市戦災復興誌編集委員会編『鹿児島市戦災復興誌』(鹿児島市、1982年) 142 頁以下。
- 70 鹿児島県編前掲『鹿児島県史(5)』1483 頁以下。
- 71 引揚の概要については、加藤陽子「敗者の帰還——中国からの復員・引揚

問題の展開」同『戦争の論理——日露戦争から太平洋戦争まで』（勁草書房、2005 年）、加藤聖文「大日本帝国の崩壊と残留日本人引揚問題——国際関係のなかの海外引揚」増田弘編著『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』（慶應義塾大学出版会、2012 年）を参照。

- 72 No Title (SCAPIN125), 12 October 1945 (Supreme Commander for the Allied Powers Directives to the Japanese Government (SCAPINs)、国立国会図書館デジタルコレクション：<http://dl.ndl.go.jp/>). これを受けて、引揚業務の取扱官庁は 18 日に厚生省に一元化された。
- 73 Reception Centers in Japan for Processing Repatriates (SCAPIN142), 15 October 1945. なお、高野雄一「内地の引揚者収容所に関する覚書」『日本管理法令研究』1 卷 4 号 (1946 年) 38 頁以下を参照。
- 74 Policies Governing Repatriation of Japanese Nationals in Conquered Territory (SCAPIN148), 16 October 1945. 加藤前掲「敗者の帰還」213 頁以下。なお、内地における復員が概ね完了したことを受けて、11 月 30 日に陸軍省・海軍省は第一復員省・第二復員省へと改組された。詳しくは、関口哲矢「戦後における復員庁の改組過程——復員業務にはたす旧軍人の役割に着目して」『史学雑誌』126 卷 3 号 (2017 年)、同「陸海軍省の改組と復員業務」『史潮』81 号 (2017 年) を参照。
- 75 「加治木鹿児島引揚事務所時代回顧座談会速記録」加藤聖文監修・編『海外引揚関係史料集成 (国内編) (11) 鹿児島引揚援護局「局史」』（ゆまに書房、2001 年〔初出 1947 年〕) 247 頁以下〔是枝事務官、富高業務部長発言〕。
- 76 加藤編前掲『海外引揚関係史料集成 (国内編) (11)』26 頁以下。加治木事務所は加治木出張所に改組された。
- 77 成田龍一「「引揚げ」と「抑留」」倉沢愛子他編『岩波口座アジア・太平洋戦争 (4) 帝国の戦争経験』（岩波書店、2006 年) 180 頁以下。
- 78 この問題は主として、占領管理体制下における在日朝鮮人・台湾人の国籍の取り扱いをめぐる検討が行われてきた。詳しくは、拙著『戦後法制改革と占領管理体制』（慶應義塾大学出版会、2017 年）272 頁以下を参照されたい。
- 79 テッサ・モーリス＝スズキ「占領軍への有害な行動——敗戦後日本における移民管理と在日朝鮮人」岩崎稔他編著『継続する植民地主義——ジェ



ンダー／民族／人種／階級』(青弓社、2005年)58頁以下。

- 80 詳しくは、大沼保昭『新版 単一民族社会の神話を超えて』(東信堂、1993年)25頁以下、金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題——SCAPの対在日朝鮮人政策 1945-1952年』(勁草書房、1997年)220頁以下を参照。
- 81 高木伸夫「一九四六年「非日本人」調査と奄美連盟・南西諸島連盟」『キョラ』2号(1997年)12頁以下。
- 82 水野直樹「在日朝鮮人・台湾人参政権「停止」条項の成立——在日朝鮮人参政権問題の歴史的検討(1)」『世界人権問題研究センター研究紀要』1号(1996年)を参照。
- 83 天川晃「日本本土の占領と沖縄の占領」同『占領下の日本——国際環境と国内体制』(現代史料出版、2014年)73頁以下。なお、杉原洋「奄美・トカラの日本からの分離——ワトキンス文書とGHQ文書を読む」鹿児島県立短期大学地域研究所編『奄美群島の経済社会の変容』(鹿児島県立短期大学地域研究所、1999年)75頁以下、同「「北緯三〇度」とは何だったか」鹿児島県地方自治研究所編『奄美戦後史——揺れる奄美、変容の奄美』(南方新社、2005年)65頁以下。
- 84 越川純吉『日本に存在する非日本人の法律上の地位(特に共通法上の外地人について)(司法研究報告書2輯3号)』(司法研修所、1949年)67頁。なお、遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史——民族・戸籍・日本人』(明石書店、2013年)327頁を参照。
- 85 三澤房太郎「はしがき」加藤編前掲『海外引揚関係史料集成(国内編)(11)』7頁。
- 86 加藤編前掲『海外引揚関係史料集成(国内編)(11)』33頁。これに先立ち、再三の要請を受けて同年10月20日に本土と奄美の間の指定航路の再開が認められていたが、当初は鹿児島から奄美への往航には医薬品や生活必需品のみの搭載のみが認められ、11月24日になってようやく引揚者の乗船が許された(村山前掲『奄美復帰史』40頁以下)。
- 87 Suspension of Repatriation from Japan to Ryukyus (SCAPIN825), 18 March 1946. これに先立って3月16日付で発出された「引揚」(SCAPIN822)においては、「本島を除く琉球諸島への帰還を希望する物は速やかに引揚」を行うとして、宮古・石垣・奄美の各諸島と鹿児島との間の引揚船の手配が

- 予定されていたが、これは実施されず、5月7日付の同名の覚書 (SCAPIN927) においては「琉球諸島への全ての引揚は、追って指示があるまで停止される」とされた (Repatriation (SCAPIN822), 16 March 1946, Repatriation (SCAPIN927), 7 May 1946)。なお、高野雄一「引揚に関する覚書」『日本管理法令研究』1 卷 9 号 (1946 年) 65 頁以下を参照。
- 88 加藤編前掲『海外引揚関係史料集成 (国内編) (11)』229 頁。
- 89 三澤前掲「はしがき」7 頁。本山謙二「鹿児島市のシマ」鹿児島県地方自治研究所編前掲『奄美戦後史』149 頁以下を参照。
- 90 Repatriation of Ryukyuan Now in Japan (SCAPIN1081), 24 July 1946. 加藤編前掲『海外引揚関係史料集成 (国内編) (11)』39 頁以下。なお、希望者の増加に伴って同年 10 月 1 日に「非日本人」の再登録が行われている。
- 91 同前 87 頁以下。この統計上「琉球人」とは 1946 年 3 月までは「八重山列島向の者を指していた」が、8 月からの「南西諸島向の計画輸送となつて八重山向があつたので (沖縄人に入るべきを) 之を琉球人の欄に含めた」旨が注記されている。
- 92 名瀬市史編纂委員会編『名瀬市史 下』(名瀬市、1973 年) 84 頁以下。
- 93 村山前掲『奄美復帰史』50 頁。
- 94 同前 61 頁以下。
- 95 三上絢子『米軍軍政下の奄美・沖縄経済』(南方新社、2013 年) 147 頁以下。なお、有馬三男「閉ざされた海——開運行政のうつりかわり」奄美郷土研究会編『軍政下の奄美——日本復帰三〇周年記念誌』(奄美郷土研究会、1983 年) 65 頁以下を参照。
- 96 名瀬市史編纂委員会編前掲『名瀬市史 下』277 頁以下。なお、芝慶輔編著『密航・命がけの進学——アメリカ軍政下の奄美から北緯 30 度の波濤を越えて』(五月書房、2011 年) を参照されたい。
- 97 佐竹京子編著『軍政下奄美の密航・密貿易』(南方新社、2003 年) 13 頁以下。
- 98 史料では「Eibo Maru」となっている。また、『南日本新聞』では「豊栄丸」と表記されている(「大島の密航船遭難 乗客五十名は死亡か」1946 年 8 月 17 日付)。
- 99 史料では「Hase」となっている。

- 100 史料では「Teshi Maru」となっている。
- 101 Semi-Monthly Military Government Activities Report, 3 September 1946 (『占領期都道府県軍政資料145巻 鹿児島(1)』、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 102 屋嘉比取「顕現する「国境」——沖縄与那国島の密貿易終息の背景」岩崎他編前掲『継続する植民地主義』41頁以下。なお、遠藤央「帝国日本と戦後日本の切断と接合——「日本人・非日本人」の歴史人類学的研究序論」『総合社会学部研究報告』(2015年)21頁以下を参照。
- 103 土居智義「米軍統治下の沖縄における出入管理制度と「非琉球人」」富山一郎・森宣雄編著『現代沖縄の歴史経験——希望、あるいは未決性について』(青弓社、2010年)138頁以下。
- 104 宮平真弥『琉球独立への本標——この111冊に見る日本の非道』(一葉社、2016年)を参照。
- 105 村山前掲『奄美復帰史』50頁。
- 106 同前250頁以下。
- 107 前利潔「琉球処分と奄美諸島」知名町教育委員会編『江戸期の奄美諸島——「琉球」から「薩摩」へ』(南方新社、2011年)271頁以下。
- 108 昇曙夢『大奄美史』(奄美社、1949年：後に二度にわたって復刻されている(原書房、1975年、南方新社、2009年))。この点に関しては、研究会の席上において佐藤宏之氏から示唆を受けた。
- 109 昇曙夢に関しては、田代俊一郎『原郷の奄美——ロシア文学者昇曙夢とその時代』(書肆侃侃房、2009年)を参照。なお、昇が洗礼を受けた鹿児島のはリストス正教会は数度にわたって焼失したが、2002(平成14)年に全面改修を経て現存する(<http://www.orthodoxjapan.jp/annai/n-kagoshima.html>)。
- 110 『第十回国会参議院外務委員会会議録第三号』(昭和26年2月6日、国立国会図書館国会会議録検索システム：<http://kokkai.ndl.go.jp/>)。
- 111 昇前掲『大奄美史』(原書房、1975年)410頁。
- 112 昇曙夢『奄美大島と大西郷』(春陽堂、1927年)。
- 113 須美礼「『奄美大島と大西郷』における奄美と日本——昇曙夢の視点」『比較民俗研究』18号(2002年)107頁以下。

- 114 原口・宮下・向山前掲『鹿児島県の近現代』279 頁以下。
- 115 中島琢磨『現代日本政治史 (3) 高度成長と沖縄返還』(吉川弘文館、2012 年)、服部龍二『佐藤栄作——最長埠頭政権への道』(朝日新聞出版、2017 年)等を参照。
- 116 原口・宮下・向山前掲『鹿児島県の近現代』334 頁。
- 117 戸塚浩「鹿児島における「明治百年祭」」『歴史評論』222 号 (1969 年) 73 頁以下。
- 118 吉田慶喜『奄美の歴史——事実が示す「明治百年」論批判』(沖縄小笠原返還同盟奄美支所、1967 年) 6 頁以下。なお、小野百合子「奄美における沖縄返還運動——沖縄返還運動の歴史経験が奄美にもたらしたもの」『沖縄文化研究』43 号 (2016 年)を参照。
- 119 高岡裕之「「十五年戦争」・「総力戦」・「帝国」日本」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1980-2000 年 I 歴史学における方法的転回』(青木書店、2002 年) 37 頁以下。
- 120 成田龍一『「戦後」はいかに語られるか』(河出書房新社、2016 年) 69 頁以下。なお、永原慶二『20 世紀日本の歴史学』(吉川弘文館、2003 年) 257 頁以下も参照。
- 121 大里知子「「琉球処分」論と歴史意識」『沖縄文化研究』38 号 (2012 年) 353 頁以下。
- 122 吉田前掲『奄美の歴史』28 頁。
- 123 佐々木克「西郷隆盛と西郷伝説」『岩波講座日本歴史 (16) 近代 (1)』(岩波書店、1993 年)、猪飼隆明「土族反乱と西郷伝説」松尾正人編『明治維新と文明開化』(吉川弘文館、2004 年)等を参照。
- 124 先崎彰容『未完の西郷隆盛——日本人はなぜ論じ続けるのか』(新潮社、2017 年)を参照。
- 125 酒井直樹「ボックス・アメリカーナの終焉とひきこもりの国民主義——西川長夫の〈新〉植民地主義論をめぐる」同『ひきこもりの国民主義』(岩波書店、2017 年) 184 頁以下。

(でぐち・ゆういち 桐蔭横浜大学法学部教授)